

## 千葉県告示第

号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第二項の規定に基づく  
請求により、次のとおり保険医等の登録を抹消したので、保険医療機関  
及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第六条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 一日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号

氏 名

登録抹消年月日

千葉 二〇〇八六

茂木 錦一

令和 七年 四月 一日